



愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成18年1月10日火曜日 第1724号

◇ 目 次 ◇

落札者等の告示.....	1
医療機関の指定.....	1
指定医療機関の廃止の届出.....	1
介護機関（居宅介護事業者）の指定.....	2
介護機関（居宅介護支援事業者）の指定.....	2
指定介護機関（居宅介護事業者）の変更（3件）.....	2
指定介護機関（居宅介護事業者）の廃止の届出.....	3
指定介護機関（居宅介護支援事業者）の変更（2件）.....	4
指定居宅サービス事業者の指定.....	4
指定居宅介護支援事業者の指定.....	5
指定居宅サービス事業を行う事業所の名称の変更.....	5
指定居宅サービス事業を行う事業所の所在地の変更.....	6
指定居宅サービス事業の廃止.....	6
指定居宅介護支援事業を行う事業所の所在地の変更.....	6
指定介護療養型医療施設の指定の辞退.....	6
大規模小売店舗の変更の届出の概要等.....	7
土地改良区役員の就任の届出.....	7
新たな土地改良事業の施行の認可.....	7
町営土地改良事業の施行の同意.....	7
農地保有合理化作業の実施に関する規程の変更の承認.....	7
地域森林計画の公表.....	8
地域森林計画の変更の公表（4件）.....	8
解除予定保安林にする旨の通知.....	8
解除予定保安林.....	8

卸売市場整備計画の公表.....	8
二級河川の指定.....	12
道路の区域変更（県道壬生川新居浜野田線）.....	12
道路の供用開始（ " " ）.....	12
開発行為に関する工事の完了.....	12
愛媛県証紙売りさばき人の指定願の記載事項の変更.....	13
落札者等の告示.....	13

公 告

文化交流施設用地（愛媛県南町駐車場）の借受人の募集.....	13
特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告（3件）.....	14

教育委員会規則

教育長の期末手当に関する規則の一部を改正する規則.....	15
-------------------------------	----

公安委員会規則

警備業法施行細則の一部を改正する規則.....	15
-------------------------	----

公安委員会訓令

愛媛県公安委員会事務専決規程の一部を改正する訓令.....	22
-------------------------------	----

公営企業管理規程

中山川逆調整池ダム操作規程の一部を改正する管理規程.....	22
--------------------------------	----

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第1号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成18年1月10日

愛媛県知事 加戸守行

随意契約に係る特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	随意契約の相手方を決定した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額	随意契約にした理由
平成17年度複数市町村共同アウトソーシングシステム開発実証事業	愛媛県企画情報部管理情報政策課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	平成17年11月22日	株式会社日立製作所四国支社 香川県高松市中央町5番31号	97,650,000円	政府調達に関する協定（平成7年12月8日号外条約第23号）第15条1（b）

○愛媛県告示第2号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療機関を次のように指定した。

平成18年1月10日

愛媛県知事 加戸守行

医療機関の名称	開設者の氏名又は名称	所在地	指定年月日
たんぼば薬局宇和島店	たんぼば薬局株式会社	宇和島市丸之内二丁目1-5	平成17年11月1日

○愛媛県告示第3号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により指定した医療機関を次のように廃止した旨の届出があった。

平成18年1月10日

愛媛県知事 加戸守行

医療機関の名称	開設者の氏名又は名称	所在地	廃止年月日
中浦診療所	水野伸二	南宇和郡愛南町中浦155番地	平成17年11月1日

今治レポート薬局	株式会社 レポート	今治市石井町四丁目7番地20号	平成17年 11月1日	たんぼば薬局宇和島店	西日本たんぼば薬局株式会社	宇和島市丸之内二丁目1-5	平成17年 11月1日
宇和島レポート薬局	株式会社 レポート	宇和島市御殿町4番19号	平成17年 11月1日	今井外科・内科	今井陽三	西条市丹原町今井155	平成16年 3月26日

○愛媛県告示第4号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（居宅介護事業者）を次のように指定した。

平成18年 1月10日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関（居宅介護事業者）の 名称	主たる事務所の 所在地	居宅介護事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
有限責任中間法人のりか	新居浜市萩生字河ノ北131番80	街かどケアホームのりか	新居浜市萩生字河ノ北131番80	平成17年11月18日
渡邊英次	伊予市米湊1477番1	米湊わたなべクリニック	伊予市米湊1477番1	平成17年11月1日
有限会社山起会ライフサブライ	松山市東石井三丁目3番5号	デイサービスセンターケアフル伊予	伊予市市場甲1021番地3	平成17年11月11日
有限会社まごの手	四国中央市川之江町4105番地21	まごの手	四国中央市川之江町4105番地21	平成17年11月25日

○愛媛県告示第5号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（居宅介護支援事業者）を次のように指定した。

平成18年 1月10日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関（居宅介護支援事業者）の 名称	主たる事務所の 所在地	居宅介護支援事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
株式会社コムスン	東京都港区六本木六丁目10番1号	株式会社コムスン今治天保山ケアセンター	今治市天保山町3-1-3 今治ポートビル1F右号	平成17年10月27日
有限会社まごの手	四国中央市川之江町4105番地21	まごの手	四国中央市川之江町4105番地21	平成17年11月25日

○愛媛県告示第6号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）の居宅介護事業を行う事業所の名称が次のように変更された。

平成18年 1月10日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関（居宅介護事業者）の 名称	主たる事務所の 所在地	居宅介護事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
有限会社おきた建築	松山市東方町852	（変更後） グループホームおきた	伊予郡砥部町原町370-1	平成15年7月1日
		（変更前） グループホーム子羊の家		

○愛媛県告示第7号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）の居宅介護事業

を行う事業所の名称及び居宅介護事業を行う事業所の所在地が次のように変更された。

平成18年 1月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
医療法人青峰会	八幡浜市五反田1 - 1046 - 1	(変更後) チヨダデイサービス	(変更後) 八幡浜市川通り1455番地22	平成17年10月1日
		(変更前) ウェル五反田デイサービス	(変更前) 八幡浜市五反田1番耕地106番地	

○愛媛県告示第8号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）の居宅介護事業を行う事業所の所在地が次のように変更された。

平成18年 1月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
有限会社介護センター津島	宇和島市津島町北灘乙2041	介護センター津島指定訪問介護事業所	(変更後) 宇和島市津島町高田甲2930 - 1	平成17年10月11日
			(変更前) 宇和島市津島町近家甲1623番地	

○愛媛県告示第9号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）から、居宅介護事業を次のように廃止した旨の届け出があった。

平成18年 1月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る居宅介護事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
社会福祉法人久万高原町社会福祉協議会	上浮穴郡久万高原町久万45番地2	久万高原町社会福祉協議会指定訪問介護事業所おもこ	上浮穴郡久万高原町洪草2310番地	平成17年3月31日
大 西 洋 行	四国中央市下柏町434番地1	大西泌尿器科クリニック	四国中央市下柏町434番地1	平成13年11月30日
森 実 隆 文	四国中央市三島中央五丁目8番71号	モリザネ薬局	四国中央市三島中央五丁目8番71号	平成13年9月30日
有限会社河井薬局	四国中央市金生町下分802番地の5	有限会社河井薬局	四国中央市金生町下分802番地の5	平成10年9月8日
井 上 徹	四国中央市中央2 - 12 - 12	三島進藤医院	四国中央市中央2 - 12 - 12	平成12年11月10日
大 谷 一 馬	四国中央市中之庄町宮の北400 - 1	おおたに皮フ科	四国中央市中之庄町宮の北400 - 1	平成13年6月1日
有限会社篠原薬局	四国中央市上分町547 - 1	有限会社篠原薬局	四国中央市上分町547 - 1	平成13年4月1日
医療法人康仁会	四国中央市三島金子二丁目7番22号	訪問入浴介護事業所百の里	四国中央市中曾根町994番地	平成13年4月1日
医療法人康仁会	四国中央市三島金子2 - 7 - 22	訪問介護事業所百の里	四国中央市中曾根町994	平成16年9月30日

保 田 國 雄	上浮穴郡久万高原町上黒岩 2924	美川村歯科診療所	上浮穴郡久万高原町上黒岩 2924	平成14年 3月31日
有限会社介護支援サービス しるもと	上浮穴郡久万高原町久万18 1番地 2	ヘルパーセンターしるもと	上浮穴郡久万高原町久万18 1番地 2	平成16年 9月30日
社会福祉法人八幡浜市社会 福祉協議会	八幡浜市大字松柏乙1101番 地	社会福祉法人八幡浜市社会 福祉協議会湯島の里	八幡浜市大字五反田 1 番耕 地806番地	平成17年 3月27日

○愛媛県告示第10号

生活保護法（昭和25年法律第 144 号）第54条の 2 第 1 項の規定により指定した介護機関（居宅介護支援事業者）の居宅介護支援事業を行う事業所の名称が次のように変更された。

平成18年 1月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（居宅 介護支援事業者） の 名 称	主たる事務所の 所 在 地	居宅介護支援事業を行う事業所		変 更 年 月 日
		名 称	所 在 地	
有限会社介護支援サービス しるもと	上浮穴郡久万高原町久万18 1- 2	（変更後） 指定居宅介護支援事業所し るもと	上浮穴郡久万高原町久万18 1- 2	平成17年 8月 1日
		（変更前） 有限会社介護支援サービス しるもと		
社会福祉法人福寿会	四国中央市川之江町長須71 3	（変更後） 居宅介護支援事業所かわの え	四国中央市川之江町長須71 3	平成16年 4月 1日
		（変更前） 川之江市北在宅介護支援セ ンター		
医療法人誓生会	四国中央市土居町入野981	（変更後） 四国中央市在宅介護支援セ ンターちかい	四国中央市土居町土居2227 番地32	平成16年 4月 1日
		（変更前） 土居町在宅介護支援センタ ーちかい		

○愛媛県告示第11号

生活保護法（昭和25年法律第 144 号）第54条の 2 第 1 項の規定により指定した介護機関（居宅介護支援事業者）の居宅介護支援事業を行う事業所の所在地が次のように変更された。

平成18年 1月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（居宅 介護支援事業者）の 名 称	主たる事務所の 所 在 地	居宅介護支援事業を行う事業所		変 更 年 月 日
		名 称	所 在 地	
有限会社介護センター津島	宇和島市津島町北灘乙2041	介護センター津島指定居宅 介護支援事業所	（変更後） 宇和島市津島町高田甲2930 - 1	平成17年10月11日
			（変更前） 宇和島市津島町近家甲1623 番地	

○愛媛県告示第12号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第41条第 1 項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

平成18年 1月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護保険 事業者番号	指定居宅サービス 事業者の開設者の 名称又は氏名	開設者の主たる 事務所の所在地	サービスの種類	指定居宅サービス事業所		指定年月日
				名 称	所 在 地	
3870105305	株式会社アトム商事	愛媛県松山市天山二丁目 5番5号	福祉用具貸与	株式会社アトム商事	愛媛県松山市天山二丁目 5番5号	平成17年11月 1日
3870105354	松山医療生活協同組合	愛媛県松山市立花五丁目 1番53号	認知症対応型共 同生活介護	グループホームなない る	愛媛県松山市立花二丁目 2番15号	平成17年11月 1日
3870105362	有限会社介護サービス せとか	愛媛県松山市美沢二丁目 7番52号	訪問介護	介護サービスせとか	愛媛県松山市美沢二丁目 7番52号	平成17年11月 1日

3870105370	松山医療生活協同組合	愛媛県松山市立花五丁目1番53号	通所介護	デイサービスないうる	愛媛県松山市立花二丁目2番15号	平成17年11月1日
3870105396	有限会社トータルケア果の実	愛媛県松山市西垣生町575番地6	認知症対応型共同生活介護	グループホームこころ今出	愛媛県松山市西垣生町1607番地1	平成17年11月1日
3870105404	日本ケアシステム株式会社	愛媛県松山市二番町一丁目5番地7	特定施設入所者生活介護	シニアハウス「よるこび」	愛媛県松山市堀江町甲2082-1	平成17年11月1日
3870201229	社会福祉法人陽成会	愛媛県今治市朝倉下乙102番2	通所介護	デイサービスリーフガーデンあさくら	愛媛県今治市朝倉下乙102番2	平成17年11月1日
3873900769	有限会社ケアサポートいずみ	愛媛県北宇和郡鬼北町永野市97番地1	認知症対応型共同生活介護	グループホームいずみ	愛媛県北宇和郡鬼北町永野市98番地1	平成17年11月1日
3871400259	有限会社和家	愛媛県西予市宇和町れんげ1965番地27	認知症対応型共同生活介護	グループホーム蘭	愛媛県西予市宇和町河内166-1	平成17年11月4日
3870501578	有限責任中間法人のりか	愛媛県新居浜市萩生字河ノ北131番80	認知症対応型共同生活介護	街かどケアホームのりか	愛媛県新居浜市萩生字河ノ北131番80	平成17年11月9日
3871000455	有限会社山起会ライフサプライ	愛媛県松山市東石井三丁目3番5号	通所介護	デイサービスセンターケアフル伊予	愛媛県伊予市市場甲1021番地3	平成17年11月11日
3870400144	株式会社コムスン	東京都港区六本木六丁目10番1号	訪問入浴介護	株式会社コムスン八幡浜ケアセンター	愛媛県八幡浜市産業通4番16号	平成17年11月15日
3870600875	有限会社リベット	愛媛県西条市小松町南川甲236番地1	通所介護	デイサービスセンター池さん	愛媛県西条市小松町南川甲236番地5	平成17年11月15日
3870105412	有限会社ティーエムコーポレーション	愛媛県松山市北斎院町1072番地1	通所介護	デイホームすみれきたさや	愛媛県松山市北斎院町1017-4	平成17年11月24日
3870201237	社会福祉法人成寿会	広島県呉市広町白石免田13010番地	認知症対応型共同生活介護	グループホーム関前	愛媛県今治市関前岡村甲2574-3	平成17年11月24日
3870300856	株式会社アコンプリシ代表取締役 末廣昌典	愛媛県松山市久万ノ台176番地3	特定施設入所者生活介護	介護付有料老人ホーム笑歩会	愛媛県宇和島市保田甲981-1番地	平成17年11月29日
3874000551	有限会社愛南福祉サービス	愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲1970	福祉用具貸与	有限会社愛南福祉サービス	愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲1970	平成17年11月29日

○愛媛県告示第13号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者を指定した。

平成18年1月10日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険事業者番号	指定居宅介護支援事業者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所の所在地又は住所	サービスの種類	指定居宅介護支援事業所		指定年月日
				名称	所在地	
3870105164	株式会社ツクイ	神奈川県横浜市港南区上大岡西一丁目6番1号ゆめおおおかオフィスタワー16階	居宅介護支援	ツクイ松山土居田	愛媛県松山市土居田町117-3	平成17年11月8日

○愛媛県告示第14号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から、次のとおり指定居宅サービス事業所の名称を変更した旨の届出があった。

平成18年1月10日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険事業者番号	指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所の所在地又は住所	サービスの種類	指定居宅サービス事業所		届出年月日	
				名称			所在地
				変更前	変更後		
3873900207	宇和島地区広域事務組合	愛媛県宇和島市曙町1	短期入所生活介護	宇和島地区広域事務組合短期保護施設美沼荘	老人短期入所施設美沼荘	愛媛県宇和島市三間町宮野下129	平成17年10月1日
3873900215	宇和島地区広域事務組合	愛媛県宇和島市曙町1	短期入所生活介護	宇和島地区広域事務組合短期保護施設古城園	老人短期入所施設古城園	愛媛県北宇和郡松野町豊岡4598-1	平成17年10月1日
3873900231	宇和島地区広域事務組合	愛媛県宇和島市曙町1	通所介護	宇和島地区広域事務組合デイサービス施設古城園	デイサービス施設古城園	愛媛県北宇和郡松野町豊岡4598-1	平成17年10月1日
3873900256	宇和島地区広域事務組合	愛媛県宇和島市曙町1	通所介護	宇和島地区広域事務組合デイサービス施設美沼荘	デイサービス施設美沼荘	愛媛県宇和島市三間町宮野下129	平成17年10月1日

3874000197	宇和島地区広域事務組合	愛媛県宇和島市曙町1	短期入所生活介護	宇和島地区広域事務組合短期保護施設一本松荘	老人短期入所施設一本松荘	愛媛県南宇和郡愛南町中川1438-1	平成17年10月1日
3874000205	宇和島地区広域事務組合	愛媛県宇和島市曙町1	短期入所生活介護	宇和島地区広域事務組合短期保護施設城辺みしま荘	老人短期入所施設城辺みしま荘	愛媛県南宇和郡愛南町城辺乙561	平成17年10月1日
3874000239	宇和島地区広域事務組合	愛媛県宇和島市曙町1	通所介護	宇和島地区広域事務組合デイサービス施設一本松荘	デイサービス施設一本松荘	愛媛県南宇和郡愛南町中川1438-1	平成17年10月1日
3874000247	宇和島地区広域事務組合	愛媛県宇和島市曙町1	通所介護	宇和島地区広域事務組合デイサービス施設城辺みしま荘	デイサービス施設城辺みしま荘	愛媛県南宇和郡愛南町城辺乙561	平成17年10月1日

○愛媛県告示第15号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から、次のとおり指定居宅サービス事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成18年 1月10日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険事業者番号	指定居宅サービスの事業者の開設者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所の所在地又は住所	サービスの種類	指定居宅サービス事業所			届出年月日
				名称	所在地		
					変更前	変更後	
3871300210	有限会社シンシア	愛媛県四国中央市金生町山田井4番地1	訪問介護	訪問介護事業所シンシア	愛媛県四国中央市金生町山田井4番地1	愛媛県四国中央市川之江町3217-1向陽ハイツ1階B号	平成17年11月15日

○愛媛県告示第16号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から、次のとおり指定居宅サービスを廃止した旨の届出があった。

平成18年 1月10日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険事業者番号	指定居宅サービスの事業者の開設者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所の所在地又は住所	サービスの種類	廃止に係る指定居宅サービス事業所		届出年月日
				名称	所在地	
3810528186	財団法人積善会	愛媛県新居浜市北新町1-5	通所リハビリテーション	財団法人積善会附属十全総合病院	愛媛県新居浜市北新町1-5	平成17年9月30日
3873500213	社会福祉法人双海夕なぎ会	愛媛県伊予市双海町上灘5269-1	訪問入浴介護	指定訪問入浴介護事業所双海夕なぎ荘	愛媛県伊予市双海町甲3670-16	平成17年10月31日
3870104951	株式会社ピーエスエス	愛媛県松山市末広町16番地7	訪問介護	訪問介護事業所かすが	愛媛県松山市末広町16番地7	平成17年11月11日
3814010074	医療法人西本病院	愛媛県南宇和郡愛南町御荘平城4289-1	通所リハビリテーション	西本病院	愛媛県南宇和郡愛南町御荘平城4289-1	平成17年11月15日

○愛媛県告示第17号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条の規定により、指定居宅介護支援事業者から、次のとおり指定居宅介護支援事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成18年 1月10日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険事業者番号	指定居宅介護支援事業者の開設者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所の所在地又は住所	サービスの種類	指定居宅介護支援事業所			届出年月日
				名称	所在地		
					変更前	変更後	
3871300202	有限会社シンシア	愛媛県四国中央市金生町山田井4番地1	居宅介護支援	居宅介護支援事業所シンシア	愛媛県四国中央市金生町山田井4番地1	愛媛県四国中央市川之江町3217-1向陽ハイツ1階B号	平成17年11月15日

○愛媛県告示第18号

介護保険法（平成9年法律第123号）第113条の規定により、次のとおり指定介護療養型医療施設の指定の辞退があった。

平成18年 1月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護保険 事業者番号	指定介護療養型 医療施設の開設者の 名称又は氏名	開設者の主たる 事務所は住所 又は所在地	サービスの種類	辞退に係る指定介護療養型医療施設		届出年月日
				名 称	所 在 地	
3810110217	医療法人社団戸梶内科 医院	愛媛県松山市味酒町1 - 4 - 12	介護療養型医療 施設	戸梶内科医院	愛媛県松山市味酒町1 - 4 - 12	平成17年11月1日

○愛媛県告示第19号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び今治地方局産業経済部商工労政課並びに今治市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成18年 1月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 年 月 日	届 出 の 年 月 日
Aコープいまばり愛彩	今治市別宮町九丁目1-53他	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	代表理事理事長 田林 聡	代表理事理事長 関水賢司	平成17年7月29日	平成17年12月12日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び今治地方局産業経済部商工労政課並びに今治市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第20号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、丹原町土地改良区から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

平成18年 1月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	黒 川 道 雄	西条市丹原町北田野1146番地2
"	佐 伯 謙之輔	西条市丹原町北田野717番地

○愛媛県告示第21号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、新居浜市岸之下土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・磯地地区）の施行を平成17年12月15日認可した。

平成18年 1月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第22号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、松前町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・北黒田地区）の施行に平成17年12月19日同意した。

平成18年 1月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第23号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、農地保有合理化事業の実施に関する規程の変更を次のとおり承認した。

平成18年 1月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

変更の承認を受けた農地保有合理化法人の名称	変更の承認に係る農地保有合理化事業の種類	承認年月日
西条市農業協同組合	法第4条第2項第1号に掲げる事業	平成17年12月26日

○愛媛県告示第24号

森林法（昭和26年法律第 249 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき、平成17年12月27日、今治松山地域森林計画を立てた。

今治松山地域森林計画に係る地域森林計画書及び森林計画図は、今治地方局産業経済部森林林業課、松山地方局産業経済部森林林業課において公衆の縦覧に供する。

平成18年 1月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第25号

森林法（昭和26年法律第 249 号）第 5 条第 4 項の規定に基づき、平成17年12月27日、南予地域森林計画を変更した。

南予地域森林計画の変更に係る地域森林計画書及び森林計画図は、宇和島地方局産業経済部森林林業課において公衆の縦覧に供する。

平成18年 1月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第26号

森林法（昭和26年法律第 249 号）第 5 条第 4 項の規定に基づき、平成17年12月27日、肱川地域森林計画を変更した。

肱川地域森林計画の変更に係る地域森林計画書及び森林計画図は、八幡浜地方局産業経済部森林林業課において公衆の縦覧に供する。

平成18年 1月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第27号

森林法（昭和26年法律第 249 号）第 5 条第 4 項の規定に基づき、平成17年12月27日、中予山岳地域森林計画を変更した。

中予山岳地域森林計画の変更に係る地域森林計画書及び森林計画図は、松山地方局産業経済部久万高原森林林業課において公衆の縦覧に供する。

平成18年 1月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第28号

森林法（昭和26年法律第 249 号）第 5 条第 4 項の規定に基づき、平成17年12月27日、東予地域森林計画を変更した。

東予地域森林計画の変更に係る地域森林計画書及び森林計画図は、西条地方局産業経済部森林林業課において公衆の縦覧に供する。

平成18年 1月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第29号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第 249 号）第30条の規定により告示する。

平成18年 1月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 解除予定保安林の所在場所
喜多郡内子町五百木2851の 4、2851の 5、2855の 3、2856の 2、2858の 2、2859の 3、大瀬中央4893の 3、4894の 3、4900の 2
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 解除の理由
農道用地とするため

○愛媛県告示第30号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法（昭和26年法律第 249 号）第30条の 2 第 1 項の規定により告示する。

平成18年 1月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 解除予定保安林の所在場所
四国中央市土居町浦山乙 176 の12
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため

○愛媛県告示第31号

卸売市場法（昭和46年法律第35号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり愛媛県卸売市場整備計画を定めた。

愛媛県卸売市場整備計画書は、愛媛県庁及び各地方局に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成18年 1月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 目標年度 平成22年度
- 2 卸売市場の適正な配置の方針
 - (1) 品目別流通圏の設定
 - ア 青果物及び花きの流通圏

流通圏	流通圏の区域
県下全域	県 下 全 市 町

イ 水産物流通圏

流通圏	流通圏の区域
県下全域	県 下 全 市 町

ウ 食肉流通圏

流通圏	流通圏の区域
県下全域	県 下 全 市 町

(2) 卸売市場配置計画

ア 青果物及び花き

流通圏	配置位置	当該流通圏既存市場			整備方針				卸売市場整備地区の指定	備考		
		市町名	卸売市場名	区分	卸売市場の整備計画	区分	取扱品目	整備予定年度				
								前期			後期	目標以降
県下全域	四国中央市	四国中央市	1. 川之江青果協同組合地方卸売市場	民	1～3を統合	民	青果物 花き					
			2. 伊予三島中央青果株式会社地方卸売市場	民								
			3. うま農業協同組合土居町青果市場	小規模								
	西条市	西条市	4. 地方卸売市場愛媛青果		民	1～3と連携	中核 地域拠点	青果物 花き				
			5. 今治市公設地方卸売市場		公	5～6を統合						
	今治市	今治市	6. 菊間青果市場		小規模		存置	中	青果物 花き			
			7. 松山市中央卸売市場中央市場		中							
	伊予市	松山市	8. 伊予青果海産協同組合地方卸売市場		民	8～9を統合	民	青果物 花き				
			伊予市	9. 伊予連合農協青果地方卸売市場								
	大洲市	大洲市		10. 地方卸売市場愛媛たいき農業協同組合青果市場		民	10～11を統合	民	青果物			
			内子町	11. 有限会社内子青果地方卸売市場		民						
	八幡浜市	八幡浜市		12. 地方卸売市場株式会社八幡浜青果市場		民	12～14を統合	民	青果物			
			13. 地方卸売市場株式会社丸八農協青果市場		民							
			西予市	14. 卯之町青果市場		小規模						
	宇和島市	宇和島市		15. 丸協宇和島青果販連地方卸売市場		民	15～17を統合	民	青果物 花き			
			16. 地方卸売市場株式会社宇和島青果市場		民							
			17. えひめ南農業協同組合津島青果市場		小規模							
	愛南町	愛南町	18. 愛南町地方卸売市場		民	存置	民	青果物				

イ 水産物

流通圏	配置位置	当該流通圏既存市場			整備方針				卸売市場 整備地区 の指定	備考		
		市町名	市場名	区分	卸売市場の 整備計画	区分	取扱品目	整備予定年度				
								前期			後期	目標以降
県 下 全 域	新居浜市 又は 西条市	四国中央市	1. 川の江水産物地方卸売市場(産)	民	1～10を 統 合	民	水産物					
			2. 三島漁業協同組合地方卸売市場	民								
			3. 寒川漁業協同組合地方卸売市場(産)	民								
			4. 土居町漁業協同組合魚市場	小規模								
		新居浜市	5. 新居浜市大島漁業協同組合鮮魚介類共同販売所	小規模								
			6. 多喜浜漁業協同組合魚市場	小規模								
			7. 新居浜市垣生漁業協同組合地方卸売市場	民								
			8. 新居浜漁業協同組合地方卸売市場	民								
			西条市	9. 西条漁業協同組合地方卸売市場							民	
				10. 河原津漁業協同組合鮮魚介類共同販売所(産)							小規模	
	西条市	西条市	11. 西条魚市場株式会社地方卸売市場	民	存 置	民	水産物					
			12. 株式会社秋山魚市場	小規模	存 置	小規模	水産物					
			13. 株式会社小糸魚市場	小規模	存 置	小規模	水産物					
	今治市	今治市	14. 今治漁業協同組合鮮魚介類共同販売所	小規模	14～16を 統 合	公又は民	水産物					
			15. 桜井漁業協同組合魚市場	小規模								
			16. 小部漁業協同組合鮮魚介類共同販売所(産)	小規模								
	松山市	松山市	17. 松山市中央卸売市場水産市場	中	17～18を 統 合	中	水産物					
			18. 株式会社久万ノ台魚市場	小規模								
	伊予市	松山市	19. 北条市漁業協同組合鮮魚介類共同販売所(産)	小規模	19～23を 統 合	民	水産物					
			20. 伊予市地方卸売市場	民								
		伊予市	21. 上灘漁業協同組合鮮魚介類共同販売所(産)	小規模								
	22. 下灘漁業協同組合地方卸売市場(産)		民									
	八幡浜市	八幡浜市	23. 長浜町水産物地方卸売市場(産)	民	24～25を 統 合	公	水産物					
			24. 八幡浜市水産物地方卸売市場(産)	公								
	宇和島市	西予市	25. 八幡浜漁業協同組合三瓶地方卸売市場(産)	民	26～27を 統 合	民	水産物					
			26. 愛媛県漁業協同組合連合会宇和島地方卸売市場	民								
	愛南町	愛南町	愛南町	27. 株式会社宇和島魚市場地方卸売市場	民	28～32を 統 合	民	水産物				
				28. 愛南漁業協同組合南内海支所(産)	小規模							
				29. 愛南漁業協同組合本所深浦地方卸売市場(産)	民							
				30. 愛南漁業協同組合東海支所(産)	小規模							
				31. 愛南漁業協同組合西海支所(産)	小規模							
				32. 久良漁業協同組合地方卸売市場(産)	民							

ウ 食 肉

流通圏	配置位置	当 該 流 通 圏 既 存 市 場			整 備 方 針				卸売市場 整備地区 の 指 定	備 考		
		市町名	市 場 名	区 分	卸売市場の 整備計画	区 分	取扱品目	整備予定年度				
								前期			後期	目標以降
県下全域	松 山 市	松 山 市	1. 愛媛食肉地方卸売市場	民	存 置	民	食 肉					

注 1 当該流通圏既存地方卸売市場名の欄中「(産)」と付記されている市場は、産地卸売市場であることを示す。

注 2 整備方針の区分の欄中「中」とは中央卸売市場を、「公」とは公設地方卸売市場を、「民」とは民設地方卸売市場を、「小規模」とは地方卸売市場の規模に満たない卸売市場を、「中核」とは中核的卸売市場を、「地域拠点」とは地域拠点市場をいう。

○愛媛県告示第32号

河川法（昭和39年法律第 167 号）第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり二級河川を指定する。

平成18年 1月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

水系名	河川名	区 間	
		上 流 端	下 流 端
三崎大川	鳥 越 川	左岸	西宇和郡伊方町三崎825番1地先
		右岸	西宇和郡伊方町三崎795番1地先
三崎大川合流点			

○愛媛県告示第33号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、西条地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成18年 1月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	壬生川新居浜野田線	西条市古川字寅巳甲259番 8	旧	メートル 9.0~12.0	キロメートル 0.005	
			新	12.0	0.005	

○愛媛県告示第34号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、西条地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成18年 1月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	壬生川新居浜野田線	西条市古川字寅巳甲259番 8	平成18年 1月10日

○愛媛県告示第35号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第36条第 1 項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成18年 1月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
17四土（開）第19号 平成17年12月16日	四国中央市豊岡町長田字新開624番2、630番1及び630番2、同町長田字丸田631番1、631番3及び631番4並びに同町長田字遠具632番1、632番3、633番3、634番3、634番4、646番1、646番2、647番1、647番2、649番、650番、650番2、650番3、651番、652番1、652番2、652番3、652番4、662番1、662番2、720番、721番1、721番2、722番1、723番、724番、726番、727番、728番1、728番2、728番3、729番1、729番2、729番3、730番1、730番2、730番3、730番4、730番5、731番、732番1、732番2、732番3、734番1、734番2、735番1、735番2、735番3、735番4、735番5、736番、737番1、737番2、738番1、738番2、739番1、739番3、739番4、739番5、739番6、739番7、739番8、739番9、739番10、740番1、740番2、740番4、740番5、740番6、740番7、740番8、740番9、740番10、746番1、746番2、746番3、747番1及び747番3	四国中央市村松町190番地 福助工業株式会社 代表取締役 井 上 治 郎
17西建管第1249号 平成17年12月19日	西条市福武字池田甲456番 2	西条市福武甲1618番地 戸 田 和 俊
17西建管第1255号 平成17年12月19日	西条市新田字市塚新田172番1、172番2、173番1、173番2、174番1、174番2、175番1、175番2、176番、177番、178番、179番5、172番2地先水路、173番1地先水路、174番2地先水路及び175番1地先水路並びに同市朔日市字寄合278番1、279番、280番1、281番3、281番7、278番1地先農道、279番地先水路、279番地先農道、280番1地先水路及び281番3地先農道	四国中央市中曾根町346番地の3 有限会社西部観光 代表取締役 朴 賢 次
17西建管第1256号 平成17年12月19日	西条市福武字森木甲1231番 1	西条市中野甲658番地 8 丹建設工業株式会社 代表取締役 丹 利 重

17松局建（開）第63号 平成17年12月26日	東温市田窪字外分2037番1、2037番7、2037番9、2037番10及び2037番12	大阪府寝屋川市葛原新町2番1号 坂 本 憲 一 郎
-----------------------------	---	------------------------------

○愛媛県告示第36号

次のとおり愛媛県証紙売りさばき人指定願の記載事項の変更が許可されたので、愛媛県証紙条例施行規則（昭和39年愛媛県規則第42号）第5条第6項の規定により告示する。

平成18年 1月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

指定番号	売 り さ ば き 人		変 更 事 項		変更許可年月日
	住 所	氏名又は名称	新	旧	
伊第13号	松山市南堀端町1番地	株式会社伊予銀行	売りさばき所 伊予郡松前町大字筒井字南内開34番1 伊予銀行松前支店	売りさばき所 伊予郡松前町大字筒井字義農1321番地13 伊予銀行松前支店	平成11年 8月2日

○愛媛県告示第37号

次のとおり落札者を決定した。

平成18年 1月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
愛媛県警察行政手続等オンライン化システム一式の借上げ	愛媛県警察本部警務部会計課 愛媛県松山市南堀端町2番地2	平成17年12月14日	株式会社愛媛電算 愛媛県松山市大手町一丁目11番地7	1,386,000円	一般競争入札	平成17年11月4日

公 告

○公 告

文化交流施設用地（愛媛県南町駐車場）の借受人の募集について

文化交流施設用地（愛媛県南町駐車場）の借受人を次のとおり募集する。

平成18年 1月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 文化交流施設用地（愛媛県南町駐車場）の概要

- (1) 名称 愛媛県南町駐車場（以下「駐車場」という。）
- (2) 所在地 愛媛県松山市南町二丁目 612 番 1 外
- (3) 面積 9,450.71㎡
- (4) 構造 広場式・自走式

2 契約期間

平成18年4月1日から平成21年3月31日までの3年間

3 主な貸付条件

- (1) 広場式かつ自走式の駐車場として管理及び運営を行うこと。
- (2) 借受人が、愛媛県に対して支払う駐車場の貸付料の額は、借受人に決定した者が応募に当たって提案した額とすること。
- (3) 駐車場の時間貸及び月極^{ぎめ}の区分、利用時間並びに利用料金の額は、借受人が定めること。
- (4) 平成18年3月31日現在の月極^{ぎめ}駐車場の利用者が継続利用を希望する場合には、同年4月1日以降についても継

続して利用させなければならない。この場合において、利用料金の額は、(3)にかかわらず、最低1年間現行の月額料金を維持すること。

4 応募資格

駐車場の管理及び運営に関する業務の実績を有する法人その他の団体（以下「法人等」という。）で、次のいずれにも該当しないこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により愛媛県における一般競争入札の参加資格を有しない者
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等の規定に基づき更生又は再生手続をしている者
- (3) 都道府県税、法人税、消費税又は地方消費税を滞納している者
- (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (5) 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にある団体
- (6) 役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいる団体
ア 成年被後見人又は被保佐人

- イ 破産者で復権を得ないもの
- ウ 禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（第31条第7項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の3、第222条若しくは第247条の罪若しくはは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- オ 暴力団の構成員等
- 5 借受人の選定方法等
 - (1) 主な選定基準
 - ア 駐車場を効率的に運営し、県の収入の増加が図られるものであること。
 - イ 駐車場の管理を適正かつ確実に行うことができると認められるものであること。
 - (2) 選定方法
 - 選定審査会において、選定基準に基づいて総合的に評価して選定する。
- 6 応募手続
 - (1) 提出書類
 - ア 文化交流施設用地（愛媛県南町駐車場）借受人応募申請書
 - イ 文化交流施設用地（愛媛県南町駐車場）利用管理計画書
 - ウ 欠格条項に該当しない旨を記載した誓約書
 - エ 法人等の概要を記載した書類
 - オ 法人等であることを証する書類（法人にあっては、法人登記事項証明書）
 - カ 申請書を提出する日の属する事業年度の前年度における法人等の貸借対照表、損益計算書、利益処分計算書、営業報告書、財産目録その他経営の状況を明らかにする書類
 - キ 申請書を提出する日の属する事業年度における法人

- 等に関する事業計画書及び収支予算書
- ク 駐車場の管理及び運営に関する業務の実績を記載した書類（直近3事業年度分）
- (2) 応募書類の提出先
 - 愛媛県企画情報部管理局企画調整課振興係
 - 〒790 8570
 - 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
 - 電話番号（089）912 2235（直通）
- (3) 応募期間
 - 平成18年1月10日（火）から同月24日（火）までの執務時間中（午前8時30分から午後5時15分まで）とする。ただし、郵送により提出する場合は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものにより、同日午後5時15分までに必着のこと。
- (4) 募集要項の配布方法、配布期間及び配布場所
 - ア 窓口配布
 - (ア) 配布期間
 - 平成18年1月10日（火）から同月20日（金）までの執務時間中（午前8時30分から午後5時15分まで）
 - (イ) 配布場所
 - 上記(2)に掲げる場所
 - イ 郵送配布
 - アの(ア)の配布期間内に電話等で請求すること。
 - ウ インターネットによる配布
 - アの(ア)の配布期間内において、県のホームページ（URL <http://www.pref.ehime.jp>）からダウンロードできる。
- 7 その他
 - (1) 契約書作成の要否
 - 要
 - (2) その他
 - 詳細は、募集要項による。

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成18年 1月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成17年12月19日	特定非営利活動法人 エコマテリアル環境資源ネットワーク	森 高 準	愛媛県四国中央市土居町上野甲 1525番地	この法人は、持続的に発展可能な地域社会の構築を支援するために、地域の環境保全及び地域の災害予防、福祉の増進、国際協力活動等に係る事業の推進、並びに間伐材、竹材、廃棄物等バイオマス資源の利活用による地球温暖化対策事業の推進等を通して雇用の場の創出を支援することにより、地域社会への貢献を目的とする。

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成18年 1月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成17年12月21日	特定非営利活動法人 ケアサポート優	高 橋 義 幸	愛媛県松山市森松町645番地2	この法人は、障害をもつ人や誰でもが、地域で共に暮らし、日常生活を当たり前に行うことができるように支援し、豊かな地域社会づくりに参画することを以て、福祉の増進に寄与することを目的とする。

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成18年 1月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成17年12月20日	特定非営利活動法人 たちはな	猪 野 信 代	愛媛県南宇和郡愛南町御荘平城3704番地1	この法人は、県内の精神障害者の自立及び社会参加に関する事業並びに地域住民への啓発活動を行い、ノーマライゼーション社会の構築を図ることによって社会福祉の進展に寄与することを目的とする。

教育委員会規則

○愛媛県教育委員会規則第1号

教育長の期末手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成18年 1月10日

愛媛県教育委員会

委員長 井 関 和 彦

教育長の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

教育長の期末手当に関する規則（平成12年愛媛県教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「4級」を「3級」に改める。

附 則

この規則は、平成18年 4月 1日から施行する。

公安委員会規則

○愛媛県公安委員会規則第1号

警備業法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成18年 1月10日

愛媛県公安委員会委員長 吉 村 典 子

警備業法施行細則の一部を改正する規則

警備業法施行細則（平成15年愛媛県公安委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第4条中「第4条の5」を「第8条」に改める。

第5条中「第6条の2第3項」を「第12条第3項」に改める。

第6条第1項中「第10条第1項」を「第17条第1項」に改

め、同条第3項第1号中「警備業法」を「法」に改め、同項第2号中「第1条第1項」を「第1条第2号」に、「常駐警備業務」を「施設警備業務」に改め、同号工中「空港」を「航空」に改め、同項第3号中「第1条第1項に規定する核燃料物質等運搬警備業務及び」を「第1条第5号に規定する核燃料物質等危険物運搬警備業務及び同条第6号に規定する」に改め、同条第4項第2号中「第1条第1項」を「第1条第2号」に、「常駐警備業務」を「施設警備業務」に改める。

第7条第1項中「第6条第3項第2号」を「第9条第3項第2号」に、「警備員所属証明書」を「営業所所属証明書」に改め、同条第2項中「第5条第3号イ」を「第8条第1号」に、「第6条第3項第4号」を「第9条第4項第1号」に改める。

第8条を削る。

第9条第1項中「第1条第2号」を「第2条第2号」に、「第8条」を「第13条」に改め、同条第2項中「第1条第3号」を「第2条第3号」に、「第8条」を「第13条」に改め、同項第1号中「第1条の2各号」を「第3条各号」に改め、同条第3項中「第4条」を「第7条第3号」に改め、同条を第8条とする。

第10条第1項中「第2条第2項」を「第4条第2項」に改め、同項第1号中「第1条の2第1号」を「第3条第1号」に改め、同項第2号中「第1条の2第2号」を「第3条第2号」に、「合格証」を「合格証明書」に改め、同項第3号中「第1条の2第3号」を「第3条第3号」に、「合格証」を「合格証明書」に改め、同条第2項中「様式第8号」を「様式第7号」に改め、同条を第9条とする。

第11条中「第11条の3第3項」を「第22条第4項」に、「様式第9号」を「様式第8号」に改め、同条を第10条とする

。

第10条の次に次の1条を加える。

(合格証明書の不交付の通知)

第11条 法第23条第5項の規定において準用する法第22条第4項の規定により合格証明書の交付を行わないときは、合格証明書不交付通知書(様式第9号)により通知するものとする。

第12条中「第32条第1項」を「第44条第1項」に改め、「規定する返納命令書」の下に「(合格証明書に係るものを除く。)」を加える。

第16条を削り、第15条を第16条とし、第14条を第15条とする。

第13条中「第11条」を「第10条」に、「前条」を「第12条」に改め、同条を第14条とする。

第12条の次に次の1条を加える。

(合格証明書返納命令書の様式)

第13条 施行規則第44条第1項に規定する返納命令書(合格証明書に係るものに限る。)の様式は、合格証明書返納命令書(様式第11号)のとおりとする。

第17条中「第14条」を「第48条」に改める。

第18条第1項中「第15条第1項」を「第49条第1項」に改め、同条第2項中「第15条第2項」を「第49条第2項」に改める。

第20条第1項中「第16条の2」を「第51条」に改める。

別表中「第14条」を「第15条」に改める。

様式第1号中「第4条の2第3項」を「第5条第3項」に改める。

様式第2号中「第4条の4第3項」を「第7条第3項」に改める。

様式第3号中「第4条の5」を「第8条」に改める。

様式第4号中「第6条の2第3項」を「第12条第3項」に改める。

様式第5号中「警備員所属証明書」を「営業所所属証明書」に改める。

様式第6号中「第10条」を「第9条」に改める。

様式第7号を次のように改める。

様式第7号(第9条関係) 誓約書

誓 約 書

私は、次の理由で「警備業務従事証明書」の発行を受けられませんでした
が、別添の履歴書記載のとおり、

最近5年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していた期間が
通算して3年以上である者

2級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明
書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業
務に従事している者

であり、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関す
る規則第3条に規定する受講要件を充足していることを誓約します。

理由 所属していた警備業者()が、
既に廃業している。
次の事情による。

愛媛県公安委員会 殿

年 月 日

住 所

氏 名

Ⓜ

生年月日

- 注1 は、該当する場合に、レ印を付けること。
2 2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者については、当該合
格証明書の写しを提出すること。
3 誓約書は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することがで
きる。
4 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第 8 号を削る。

様式第 9 号中「様式第 9 号（第11条、第13条関係）」を「様式第 8 号（第10条、第14条関係）」に改め、同様式を様式第 8 号とする。

様式第 8 号の次に次の 1 様式を加える。

様式第9号（第11条関係） 合格証明書不交付通知書

公委 第 号
年 月 日

合格証明書不交付通知書

殿

愛媛県公安委員会 印

年 月 日付けで申請のあった合格証明書については、
交付しないので通知する。

住 所	
氏 名	
生年月日	
交付しない理由	

様式第10号中「第13条」を「第14条」に、「第11条の3第6項」を「第22条第7項」に、「第11条の6第3項」を「第42条第3項の規定」に改める。

様式第11号を次のように改める。

様式第11号（第13条関係） 合格証明書返納命令書

公委 第 号
年 月 日

合 格 証 明 書 返 納 命 令 書

殿

愛媛県公安委員会 印

警備業法第23条第5項の規定において準用する同法第22条第7項の規定

により、 公安委員会第 号 年 月 日交付の

合格証明書（警備業務の種別及び検定の区分 級）

の返納を命ずる。

住 所	
氏 名	
生年月日	
返納を命ずる理由	

様式第12号中「第14条」を「第48条」に改める。
 様式第13号中「第15条第1項」を「第49条第1項」に改める。
 様式第14号中「第15条第2項」を「第49条第2項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公安委員会訓令

○愛媛県公安委員会訓令第1号

愛媛県公安委員会事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成18年 1月10日

愛媛県公安委員会委員長 吉 村 典 子

愛媛県公安委員会事務専決規程の一部を改正する訓令

愛媛県公安委員会事務専決規程（昭和37年愛媛県公安委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表1 警備業法施行規則（昭和58年総理府令第1号）の項専決事項の欄第2号中「第42条第2項」を「第63条第2項」に改め、同表警備業法施行細則（平成15年愛媛県公安委員会規則第6号）の項同欄第1号中「第14条」を「第15条」に改める。

別表2の1の③の表警備業法の項専決事項の欄中第10号を第12号とし、第9号を第11号とし、第8号を第10号とし、第7号の次に次の2号を加える。

8 第23条第5項の規定において準用する第22条第4項の規定による合格証明書の不交付

9 第23条第5項の規定において準用する第22条第7項の規定による合格証明書の返納命令

別表2の1の③の表警備業法施行規則の項専決事項の欄中「第27条第2項」を「第39条第3項」に、「承諾」を「承認」に改め、同表警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）の項同欄第1号中「第1条」を「第2条（第13条において準用する場合を含む。）」に改め、同項同欄第2号を次のように改める。

2 第3条第4号の規定による知識及び能力を有する者であることの認定

3 第10条の規定による現任指導教育責任者講習の通知

別表2の1の③の表警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号）の項を次のように改める。

警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）	1 第6条第3項の規定による警察職員の指定
	2 第7条の規定による検定に係る学科試験及び実技試験の期日等の公示
	3 第8条第2号の規定による知識及び能力を有する者であることの認定

別表2の2の④の表警備業法の項専決事項の欄中第4号及び第5号を削り、第6号を第4号とし、第7号を第5号とし、第8号を第6号とし、同表警備業法の一部を改正する法律の項同欄中第1号を第2号とし、第1号として次の1号を加

える。

1 附則第4条の規定による届出書の受理

別表2の2の④の表警備業法施行規則の項専決事項の欄第1号中「第30条第1項」を「第42条第1項」に改め、同項同欄第2号中「第42条」を「第63条」に改め、同表警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）の項及び警備員等の検定に関する規則の項を次のように改める。

警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則	1 第4条第1項（第13条において準用する場合を含む。）の規定による指導教育責任者講習の受講申込書の受理
	2 第7条第1項の規定による指導教育責任者講習修了証明書の交付
	3 第12条第1項の規定による機械警備業務管理者講習修了証明書の交付
警備員等の検定等に関する規則	1 第9条第1項の規定による検定申請書の受理
	2 第10条の規定による受検票の交付
	3 第11条の規定による成績証明書の交付

別表3 警備業法の項専決事項の欄第11号中「第22条第5項（」の下に「第23条第5項及び」を加え、同項同欄第12号中「第22条第6項（」の下に「第23条第5項及び」を加え、同表警備業法施行規則の項同欄を次のように改める。

1 第44条第2項の規定による指導教育責任者資格者証、合格証明書又は機械警備業務管理者資格者証の返納の受理

別表3 警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則の項専決事項の欄第1号中「第4条第2項」を「第7条第2項（第12条第2項において準用する場合を含む。）」に改め、同項同欄第2号を削り、同表警備員等の検定に関する規則の項を次のように改める。

警備員等の検定等に関する規則	1 第12条第1項の規定による成績証明書の書換え
	2 第12条第2項の規定による成績証明書の再交付

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

公営企業管理規程

○愛媛県公営企業管理規程第1号

中山川逆調整池ダム操作規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成18年 1月10日

愛媛県公営企業管理者 和 氣 政 次

中山川逆調整池ダム操作規程の一部を改正する管理規程

中山川逆調整池ダム操作規程（昭和46年愛媛県公営企業管

理規程第13号)の一部を次のように改正する。

第3条第1号ク中「計画洪水流量」を「設計洪水流量」に改め、同条第3号の表取水口の項を次のように改める。

取水口

高さ1.35メートル 幅1.20メートル

ゲート敷高 標高199.00メートル

型式 調整ゲート「ローラーゲート」

取水ゲート「ローラーゲート」

非常用ゲート「ローラーゲート」

第3条第4号エ中「計画洪水水位」を「設計洪水水位」に、「計画洪水量」を「設計洪水流量毎秒」に改める。

第21条第2号中「行なう」を「行う」に、「資料」を「資料」に改める。

別表第4中「別表第4」を「別表第4(第18条関係)」に改め、同表観測又は測定をすべき事項の欄中「表面附近」を「表面付近」に、「結氷」を「氷結」に、「湧水量」を「漏水量」に、「末端附近の推砂」を「末端付近の堆砂」に改め、同表観測又は測定の回数の欄中「少くとも」を「少なくとも」に改める。

附 則

この管理規程は、平成18年1月14日から施行する。

